

日本における交通ルール

バイクを運転する前に

日本でバイクを運転する際には、①「運転免許証」と②「自賠責保険」加入が必要です。
特に国際免許証でのバイク運転について、日本では無効である国際免許証で運転していて、
無免許運転として警察に検挙されるケースも多発しています。
以下の説明を良く読み、無免許運転は、絶対に行わないように注意して下さい。

* 無免許運転で警察に検挙されると、警察にて厳しい取調べの上、1年以下の懲役もしくは、30万円以下の罰金刑が科され、「前科」として記録されます。

(1) 運転免許証について

- ①日本の運転免許証…種類が「普通」「自動二輪」「原付」のどれか
- ②国際免許証…1949年ジュネーブ条約(*)による国際免許証のみが有効。
かつ、次の3点が有効であること。
 - A. 国際免許証の種類が適正
バイク運転には、種類Aが必要。
種類Bだけの免許では、4輪自動車のみ運転可能。バイク不可。
 - B. 期限が有効
期限は、表紙のDate（交付日）から1年以内。
 - C. 日本上陸から1年以内
最後の日本上陸（入国）から1年以内であること。

*上記の3点のうち1点でも無効な状態で運転している場合には、無免許運転として
警察に検挙され、厳しい罰則が課せられます。

<注意>

*国際免許の期限が有効でも、最後の日本上陸（入国）から1年を超えている

場合は、運転できません。

*国際免許を更新するためには、日本を連続して3ヶ月以上離れなければなりません、

従って在学中の学生が更新することは事実上不可能です。

*国際免許は運転中、常に携帯しなければなりません。

不携帯の場合は、無免許運転とみなされます。

<(*)1949年ジュネーブ条約>

ジュネーブ条約加盟国は、リストに掲載している90カ国のみです。加盟国以外の

国の国際免許は、日本では無効です。また、加盟国でもジュネーブ条約以外の条約

(*1)に基づく国際免許は無効です。ジュネーブ条約による免許であれば、免許証の

表紙に条約締結日である1949年9月19日の記載があります。

※一部の国・地域では、あたかもジュネーブ条約による国際免許証であるような

記載がなされているものもありますが、リストの90カ国以外の国際免許証は

日本では全て無効です。

[check → ジュネーブ条約加盟国リスト click!](#)

(*1)ジュネーブ条約以外の条約

1926年 4月24日締結 パリ条約

1943年12月15日締結 ワシントン条約

1968年11月 8日締結 ウィーン条約

(2) 自賠責保険の加入について

自賠責保険は、バイクによる交通事故を起した際に、被害者の人身事故を最低限

補償するための保険で、これに加入していないバイクの運転は、違法です。

バイク購入時に、必ず販売店で加入手続きをしてください。

また、物損事故や自身の治療費までも補償する任意保険にも加入することを強く勧めます。

(3) 任意保険の加入について

上記(2)の自賠責保険は、被害者の人身部分の損害(怪我等)を保障するためのものであり、

被害者の物損(自動車やバイク等の損害)や運転者側の損害は保険対象となっておりません。

また、交通事故での治療費は、健康保険の対象にならない場合があります。そのため、

物損事故や自分自身の治療費までも補償する任意保険にも加入手続きをしてください。

自賠責保険の支払い限度額

死亡の場合・・・3000万円/人

後遺障害の場合・・・75～4000万円/人(程度により異なります)

す)

ケガの場合・・・120万円/人

(事故例)

事故状況:Aさんがバイク運転中に、交差点で停止していたBさんのバイクに、

後ろ方向から衝突する。Aさん側の過失割合が100%と判断される。

損害額負担: Aさんが、下記損害額を全て弁済する必要がある。

Bさん(被害者)被害 人身 運転者左腕骨折 治療費 100万円・・・(a)

物損 バイク修理費 100万円…(b)
Aさん(加害者)損害 人身 運転者右腕骨折 治療費 100万円…(c)

物損 バイク修理費 10万円…(d)

保険適用: ① 自賠責保険 (a)のみ保障対象となる。
② 任意保険 適切な保険を購入していれば、
(a)ー(d)全てが保障対象とするこ

とができる。

自賠責保険の支払い限度額

死亡の場合…3000万円/人

後遺障害の場合…75～4000万円/人(程度により異なります)

ケガの場合…120万円/人

(4)外国の運転免許証の日本での切り替え方法

留学生は自国の運転免許を日本で運転できるように切り替えることができます。

その場合の条件や申請方法などを説明します。

<条件>

1. 自国の自動車運転免許証の期限が切れていないこと
2. 免許を取得した国で取得後3ヶ月以上居住していたこと
3. 試験審査に合格すること

<申請に必要な書類など>

1. 有効期限内の自国の運転免許証
2. 有効期限内の自国の運転免許証の翻訳
(大使館や領事館、JAFなどによる公式な翻訳文、翻訳費用は3000円程度)
3. パスポート
4. 外国人登録証明書
5. 写真1枚(3cm×2.4cm)
6. 外国人登録原票記載事項証明書

(外国人登録の公的な証明書で、市役所窓口で発行します。
発行には、外国人登録証明書の提示と手数料 300 円が必要
です。)

7. 受験料金

1) 試験手数料 原付免許 1650 円、普通 1 種免許
2400 円、

2) 試験車使用料 1100 円

3) 免許交付手数料 (合格した場合) 1750 円

8. 国際運転免許証 (取得者のみ)

< 申込み場所 >

試験審査を受けるには予約が必要です。

大分県警察本部 運転免許試験場

住所：大分市賀来南 1-3-1

電話：097-536-2131

< 試験審査の内容 >

1) 学科試験 10 問 (日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語
で受験可能)

・ 10 問中 7 問正解で合格し、実技試験にうつります。

2) 実技運転試験 (自動車と 2 輪免許のみ試験場内コースを実際
に運転走行します。

原付免許はなし

3) 面接 (免許取得時の状況を聞きます。)

4) 適性試験 (視力など)

● 日本語が話せない人は、通訳を同伴する必要があります。

※ 次の 22 カ国の国籍を有する人は、特例により、

上記 1) 学科試験と 2) 実技運転試験は、免除されます。

アイスランド、アイルランド、イギリス、イタリア、オースト
ラリア、オーストリア、

オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイ
ン、デンマーク、ドイツ、

ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベ
ルギー、ポルトガル、

ルクセンブルグ、大韓民国

※参考：日本自動車連盟（J A F）ホームページ
<http://www.jaf.or.jp/inter/index.htm>

日本自動車連盟（J A F）大分支部

住所：大分市下郡 119-2

電話：097-567-7000